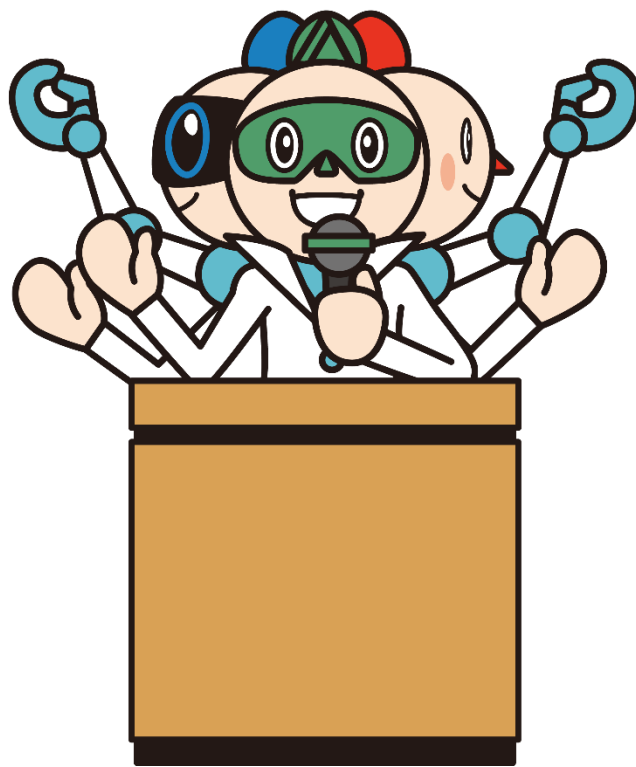


MTA ハンドブック



研究推進機構 産官学連携推進部門

2022年6月 改訂



MTA とは

MTA (Material Transfer Agreement: 試料提供契約) は、遺伝子、実験用動植物、抗体などの研究試料を、第三者(研究者)と授受する際の、研究試料の使用に関する契約です。実際に研究試料をやりとりする研究者同士ではなく、機関間で契約します。本学で作製した研究試料の権利は大学に帰属します。本学の方針として、研究試料の授受の際には、MTA を締結することを義務付けています。



MTA を締結する意義

MTA は、提供する研究試料の権利が本学にあることを主張するためだけではなく、提供先の研究試料の使用により、第三者に損害が及んだ場合の免責という役割もあります。また、受領の際、提供先から研究の成果に対し不必要な制限をかけられないようにするという側面もあります。このように、MTA には研究試料や研究の自由について権利を保護すると同時に、損害や制限に対する防衛という役割があります。

提供時・受領時における MTA の意義

	権利保護	防衛
提供時	<ul style="list-style-type: none"> 研究試料の所有権や知的財産権の留保 第三者への分与禁止 研究試料の秘密の保護 	<ul style="list-style-type: none"> 提供先の使用による第三者への損害に対する免責 裁判時の準拠法の設定
受領時	<ul style="list-style-type: none"> 発表の権利の保護 研究成果の権利の保護 	<ul style="list-style-type: none"> 第三者への損害に対する補償の限度の設定 裁判時の準拠法の設定

MTA の怖い話 | MTA を面倒だと思って、適当に済ませてしまうと・・・

受領した試料を使った研究から創出した発明を特許出願しようとしたところ…
MTA で、「本試料を用いた研究から得られた成果、発明は提供者側に帰属」となっていた！特許出願できないばかりか、提供者に権利を取られてしまった



受領した試料を使った研究成果を発表しようとしたところ…
MTA で、「無期限に秘密を保持し、公表・開示しないこと」となっていた！
研究成果を発表できない

価値がある研究試料を提供したが…、MTA で「使用の制限」をきちんと記載していなかった！
提供した研究試料が勝手に第三者に分与・販売され、使用されていた

取扱い注意の研究試料を提供したが…、MTA で「免責」をきちんと記載していなかった！
提供先での研究試料の誤用・悪用による第三者への損害について、賠償責任を負わされた



MTA の締結手続き

研究試料取扱規程及び研究試料取扱実施細則において、学術機関との研究試料の無償の授受については、教員に締結権限が委譲されています。

受領時に、提供先から機関長印等を求められた場合は、産官学連携推進部門で手続きを行います。

MTA の締結（署名）権限

相手 NAIST	学術機関		企業	
	無償	有償 *1	無償	有償 *2
提供側	教員又は 産官学連携推進部門長	学長	産官学連携推進部門長	学長
受領側	教員又は 産官学連携推進部門長	学長	産官学連携推進部門長	学長

*1 学術機関への提供は原則無償ですが、作製費を請求する場合「有償」として扱います。

*2 企業への提供は原則有償ですが、オープンソースであるなどの特段の理由により無償として扱う場合もあります。

業者からの購入による入手は MTA の対象から除きます。但し、開封＝契約書に同意という形式で契約書を同封しているケースもありますので、契約内容をご確認ください。



MTA による収入

試料を有償で提供する場合、研究試料届出書と共に「提供試料価格内訳書」の提出をお願いします。提供試料価格内訳書には、価格内訳を試料作製経費と対価に分けて記載してください。試料作製経費は、試料作製に必要な経費として研究室に配分されます（受託事業としての取扱に準じます）。一方対価は、その 40%が研究試料作製者に還元されます。



MTA の基本構成

以下は、一般的な MTA にも含まれている基本的な項目です。より多くの項目について細かく規定するケースもあります。本学の雛形も複数の項目を追加しています。

試料提供契約

A 大学（甲）と B 大学（乙）は乙の研究用に本試料を提供することについて、以下のとおり合意する。

（定義）

「本試料」とは甲の研究者△△によって作製された〇〇をいう。

「本研究」とは乙が実施する以下の内容の研究をいう。

- ※ 試料の特定と、使用目的の限定を行いません。「本試料」には実際に提供される試料に加え派生試料が含まれる場合があります、その場合、適切かどうか判断が必要です

（使用の制限）

乙は本試料を非営利の本研究の目的のみに使用することができる。

乙は本試料の使用を乙の指導監督下にある乙の研究者に限定すること。

乙は本試料を第三者に勝手に分与、販売等してはならない。

乙は本試料を人に用いてはならない。

- ※ 第三者に分与しないことは、どの MTA にも含まれます。学術機関相手であっても、営利・非営利を問わず第三者に分譲することは許されず、企業との受託研究や共同研究等の企業の営利目的に使用されるおそれがある研究テーマへの使用も禁止されるケースがあります。

- ※ 譲渡をうけた研究者以外は使えないような内容の場合もあるので注意が必要です。

（保証否認・免責など）

甲は本試料の有効性や安全性、第三者の権利の非侵害などを保証しない。

本試料の取り扱いには乙の責任のもとで行なわれるものとする。

- ※ 損害賠償の項目が設定されており、無限責任を負わされる場合もあるので注意が必要です。

（研究成果の発表）

乙は本研究の成果を発表する際には、甲が本試料の提供者である旨を明示すること。

- ※ 「提供者を共著者に含む」という場合には、それが妥当かどうか判断する必要があります。
- ※ 発表の制限や、成果の帰属が先方になっている場合もあるので注意が必要です。

（契約期間および契約終了後の措置）

本契約は締結日より 1 年間とする。契約終了後は本試料を甲に返却するか破壊すること。

- ※ 契約期間の設定がある場合には大体 1 年～3 年が妥当です。
- ※ 契約期間終了後の試料の使用にはクレームがつく場合もあるので注意してください。

甲及び乙は本契約の成立にあたって、正本 2 通を作成し、各 1 通を保持する

甲：A 大学

乙：B 大学

権限を有する者の署名

権限を有する者の署名



留意事項 | 試料の提供

研究試料を提供する際は、以下のような点をもう一度確認しましょう。

■ その研究試料の作製者はあなたですか？

他の研究者や企業から提供を受けた研究試料を、第三者に提供することは認められていない事がほとんどです。市販のタグタンパク質やベクターにも複数の特許が絡んでおり、説明書等で他者への分譲禁止について書かれているケースがあります。ご確認ください。

■ その研究試料は知的財産権（出願中含む）には関係ありませんか？

特許等の知的財産権を取得あるいは出願したものは、特許の存在を明記し、その取扱いについて別段の定めをする必要があります。このような研究試料を提供する場合、事前に産官学連携推進部門にご相談ください。

■ 相手が外国機関の場合、相手先は輸出可能な機関ですか

試料提供前に、事前確認シートで「懸念の有無」を判断し、シートを研究調整係（k-chosei(at)ad.naist.jp）に提出し、「取引可」の判断を得てください。

学内手続きの流れ、事前確認シートのダウンロード（学内専用）

<https://ad-info.naist.jp/kenkyo/k-chosei/exportcontrol.html>



留意事項 | 試料の受領

研究試料を受領する際は、以下のような点をもう一度確認しましょう。

■ MTA の内容について | 契約の内容に無理はありませんか？

一般的に、研究試料の提供者側が MTA を作成・提案します。契約内容をよく読み、研究の発表や成果の帰属などに、受け入れ不可能な内容がないか確認しましょう。

※ 研究試料を受領する側としては、契約内容が多少不都合でも、どうしてもその試料がほしい場合、条件をのまざるを得ないのが実情です。ただし、契約をすると、契約の履行義務が生じることを肝に銘じてください。

■ MTA の内容について | 無限の責任を負わされていませんか？

受領者側の使用によって生じた第三者への損害は、原則、受領者側で対処せざるを得ません。ただし、提供者に過失があった場合にはこの限りではありませんので、MTA 中に“RECIPIENT は本試料の使用等によって第三者および提供者に損害を及ぼした場合には、これを補償する”といった内容がある場合、“提供者の故意・過失に起因する損害についてはこれを補償しない”といった内容の追加が望ましいといえます。

■ MTA の内容について | 裁判管轄、準拠法はどの国のものですか？

外国機関からの研究試料の受領に当たっては、提供元は自国（州）の裁判所に提訴すること、その国（州）の法律に準拠することを希望するケースがほとんどです。このような条件は、当方にとっては不利になりますので、条文の削除を求めるか、「被告所在地の管轄裁判所に提訴する」という内容に変更するように依頼することが望ましいといえます。

■ 海外からの試料受領 | 生物多様性条約の遺伝資源に該当しませんか？

生物多様性条約により、提供国の承認が必要となる場合があります。ご相談ください。

HP【学内専用】：<https://ad-info.naist.jp/kenkyo/k-chosei/abs.html>

担当： 研究調整係 k-chosei(at)ad.naist.jp

■ 海外からの試料受領 | 輸入許可が必要な試料ではありませんか

植物防疫法に基づく輸入禁止品の場合、植物検疫所による許可が必要です。

HP【学内専用】：<https://ad-info.naist.jp/kenkyo/k-chosei/abs.html>

担当： 研究調整係 k-chosei(at)ad.naist.jp

チェックシート

- ・ すべてにチェックが入る場合、教員が契約に署名し、試料を提供することができます。契約締結後、契約コピーを研究推進係 (ken-sui(at)ad.naist.jp) に、学内便又は電子データにお送りください。
→ チェックが入らない項目がある場合、産官学連携推進部門にご連絡ください。
- ・ MTA ひな形は、産官学連携推進部門 (ip-3f(at)ip.naist.jp) にご依頼ください。
- ・ 教員が契約に署名できる場合でも、産官学連携推進部門が契約交渉等、契約締結まで担当することも可能です。ご希望の場合は、ご連絡ください。

試料提供時

<input type="checkbox"/>	提供する試料は、本学で作製された有体試料である
<input type="checkbox"/>	第三者から受領した試料が含まれていない
<input type="checkbox"/>	法的規制（カルタヘナ法や外為法など）の対象外である
<input type="checkbox"/>	学術機関に提供する
<input type="checkbox"/>	無償で提供する
<input type="checkbox"/>	特許等の知的財産権はない（出願中含む）
<input type="checkbox"/>	MTA の内容 ひな形から変更がない。または軽微な変更である
<input type="checkbox"/>	国外への提供 事前確認シートを提出し「取引可」の回答を得た

試料受領時

<input type="checkbox"/>	学術機関から受領する
<input type="checkbox"/>	無償で受領する
<input type="checkbox"/>	MTA の内容 研究試料の使用者が極端に制限されていない
<input type="checkbox"/>	MTA の内容 成果の発表が制限されていない
<input type="checkbox"/>	MTA の内容 成果の所有権や知財権が本学にある又は共有とすることが妥当である
<input type="checkbox"/>	輸入 植物防疫法における輸入禁止品に該当する場合、植物検疫所の許可を得た
<input type="checkbox"/>	輸入 生物多様性条約における遺伝資源に該当しない。



問合せ先

産官学連携推進部門

✉ ip-3f(at)ip.naist.jp ☎ 5191

研究推進係

✉ ken-sui(at)ad.naist.jp ☎ 5930

以下の場合など、上記までご連絡ください

- ・大学の代表者の署名がいるといわれた
- ・MTA のひな形が欲しい
- ・MTA の契約手続きを担当してほしい（先方と交渉してほしい）
- ・MTA の内容を見てほしい
- ・企業と研究試料の授受を行う
- ・過去に締結した MTA のコピーが欲しい、内容を確認したい
- ・MTA を締結したので、コピーを送ります
- ・試料を寄託したい
- ・他機関に異動するので、試料を移転させたい
- ・そのほか、試料について相談したい